

保護者の皆様へ

武蔵村山市立第一中学校
校長 森元 隆之

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの出席停止について

生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条により蔓延防止と予防のために、出席停止になります。出席停止期間は欠席扱いになりません。医師や保健所の指示に従い、感染のおそれなくなる期間まで、登校を見合わせてください。

また、医療の逼迫を避けるため、以下の2つの感染症に限り医師の証明・診断書等は必要ありません。登校するときに、右の「登校届」の必要事項に保護者が記入して登校初日に学校へ提出してください。

感染症名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで

キ
リ
ト
リ

保護者記入

登 校 届

(新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ)

武蔵村山市立第一中学校

年 組

病 名 (どちらかに○をつけてください)

- ・ 新型コロナウイルス感染症
- ・ インフルエンザ 型

出席停止期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

医療機関名

令和 年 月 日

保護者氏名

インフルエンザ出席停止期間早見表

●インフルエンザの出席停止期間

「発症後5日（発熱の翌日を1日目として）を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」

例	日付を入れる	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後5日を経過した後			
		(0日目)	(1日目)	(2日目)	(3日目)	(4日目)	(5日目)	(6日目)	(7日目)	(8日目)	
例① 発症後1日目に解熱した場合		/	/	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	解熱後4日目	☺		
	出席停止							登校可能			
例② 発症後2日目に解熱した場合		/	/	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	☺			
	出席停止							登校可能			
例③ 発症後3日目に解熱した場合		/	/	/	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	☺			
	出席停止							登校可能			
例④ 発症後4日目に解熱した場合		/	/	/	/	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	☺		
	出席停止							登校可能			
例⑤ 発症後5日目に解熱した場合		/	/	/	/	/	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	☺	
	出席停止							登校可能			

新型コロナウイルス出席停止期間早見表

●新型コロナウイルスの出席停止期間

「発症した後5日（発熱の翌日を1日目として）を経過し、かつ、症状軽快後1日経っていること」

例	日付を入れる	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後5日を経過した後		
		(0日目)	(1日目)	(2日目)	(3日目)	(4日目)	(5日目)	(6日目)	(7日目)	
例① 発症後1日目に軽快した場合		/	/	軽快後(平熱)	軽快後1日目	発症後(3日目)	発症後(4日目)	発症後(5日目)	☺	
	出席停止							登校可能		
例② 発症後2日目に軽快した場合		/	/	軽快後(平熱)	軽快後1日目	発症後(4日目)	発症後(5日目)	☺		
	出席停止							登校可能		
例③ 発症後3日目に軽快した場合		/	/	/	軽快後(平熱)	軽快後1日目	発症後(5日目)	☺		
	出席停止							登校可能		
例④ 発症後4日目に軽快した場合		/	/	/	/	軽快後(平熱)	軽快後1日目	☺		
	出席停止							登校可能		
例⑤ 発症後5日目に軽快した場合		/	/	/	/	/	軽快後(平熱)	軽快後1日目	☺	
	出席停止							登校可能		

※「発症日」とは、病院で受診した日ではなく、発熱や風邪症状などが最初に出た日のことです。

※症状がないまま感染が分かった場合は、検体を採取した日を0日目として5日間を目安とします。受診の際に、主治医に発症日を確認してください。

※お子様の体力回復と感染拡大防止のため、出席停止期間を守り、ご自宅で十分に療養するようご協力宜しくお願いします